

ストリーミング配信及びCM配信契約書

本契約書は、貴社(貴殿)とキタキュー・テレビ(kita9-tv)を運営する有限会社一風とのストリーミング配信におけるホームページ配信・及びCM配信の契約書とする。契約内容は以下の通り。

- 貴社(貴殿)を甲と称する。当社を乙と称し、ストリーミング配信における取り決めを行う。
- 甲は、乙に配信用の素材を提供し乙はそれを配信用ファイルに加工し、配信を行う。
- 動画配信の内容について
配信する動画の内容については、会社のコマーシャル・商品案内・企業案内などで使用する公序良俗に反しない映像とし、以下(1)(2)の内容と乙が判断した場合は、契約できないものとする。動画の差換え依頼時も含む。
(1)著作権侵害などの違法性のある素材。
(2)公序良俗に反する素材、アダルト・特異的な宗教色の強い映像、猟奇的な暴力シーン等を含んだ映像。
- 甲が乙に上記(1)(2)に関する素材を提供されたときは、乙は配信を拒否しても甲は意義を申し立てない。
- 配信期間について
1)ホームページ配信は、最初の契約は3ヶ月契約とし、以降は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月の契約の中から選択する。
2)CM配信は、最初の契約は6ヶ月契約とし、以降は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月・12ヶ月の契約の中から選択する。
- 配信契約の延長について
甲が乙への相当の配信料金の支払いによって、自動的に延長するものとする。
- 配信用ファイルの入れ替えについて
契約期間内で配信ファイルを入替え希望の場合、別途費用が発生するものとする。
- 配信料金の未納時の扱い方について
配信料金支払いの未納が生じた場合、配信中止になっても甲は乙に意義を申し立てないものとする。
- 配信の不通時およびトラブルの際の取り決めについて
乙の配信業務は、契約上確実に履行するものとする。但し機械的な障害など不慮の事故等による配信不能時は、免責とする。但し配信不能が48時間以上の場合は補償する。その場合相当の配信期間延長を持って補償する。
また、その場合配信期間延長以上の請求は行わないものとする。
- 支払方法について
初回登録時甲は乙の銀行口座又は、郵便振替口座への振り込みとする。この場合振込み手数料は甲の負担とする。
- 申し込み契約内容は以下のとおりとする

映像の題名		映像の分数	分 秒
映像の著作権	・ 甲 乙 自社 ・自作	基本配信料金(1ヶ月分)	(税込) ¥
	・その他 著作権許諾済	配信番組数()	1ヶ月計(税込) ¥
動画制作費	¥	初回配信期間契約	
配信用エンコード加工費	¥	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
初回登録時 3ヶ月 6ヶ月	¥	配信期間延長契約	
合計	¥	支払いによって自動更新	
消費税	¥	延長時・料金支払方法	
税込み合計 (初回のみ)	¥	・月払い・6ヶ月一括・12ヶ月一括・その他	

以上契約を締結し本書2通作成し甲乙1通ずつ保管する。 平成 年 月 日

甲) 住所

会社名

電話

担当者氏名

乙) 北九州市小倉北区大門2-1-9

有限会社 一 風

(093) 561-6201

代表取締役 西畑 薫